## ■2020 年度 A 日程一般入試法律科目試験 「刑法」問題の出題趣旨・解説

## 【出題趣旨】

他者による犯罪行為の際、これを認識しながらも傍観していた者の刑事責任を主に 問うものである。不作為犯の成立要件、保護責任者遺棄致死罪と殺人罪の区別等が問題となる。

## 【解説】

当初のYによるAの暴行は、傷害結果発生まで至っており、この点についての傷害罪(その後の致死結果まで帰責すれば傷害致死罪)の成立は否定し難いであろう。この行為を殺人とした解答が散見されたが、問題文上、少なくとも暴行の時点ではYにAの死の結果発生の認識・認容は認められないため、この段階でYに殺人罪の実行行為があったと評価することは困難ではないかと思われる。

さらに、母親である X は、A に対する Y の暴行を傍観していただけで、積極的に A を傷害したわけではないため、これをどのようにみるかが問題となりうる。例えば、 札幌高判平成 12 年 3 月 16 日判時 1711 号 170 頁では、傍観していた被告人にも不作 為による傷害致死幇助を認めている(但し、途中で被害者を病院に連れて行っている点で本件とは相違する)。その後、本件では、X は重篤に陥った状態の A を認識しつつも放置しているが、この放置行為をどのように評価するかが問題となる。いわゆる不作為犯として、X の作為義務の有無を具体的に検討する必要があろう。さらに X に作為義務を認めるとしても、保護責任者遺棄致死罪と殺人罪の区別も問題となりうる。

以上